

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正の概要

背景

- 親事業者の海外展開や国内での集約等が進む中、下請中小企業は厳しい状況に直面しており、顧客の需要に対応した商品・サービスの提供（課題解決型ビジネス）の展開に向けた新事業活動を行うことにより、自立的に取引先の開拓を図ることが急務。
- これに対応するため、下請中小企業が連携して自立的に取引先を開拓する計画（特定下請連携事業計画）を国が認定し、支援する措置を本年6月の小規模企業活性化法による下請中小企業振興法改正で行ったところ。
- 本法改正に伴い振興基準に追加すべき事項として定めた「特定下請連携事業計画」の認定基準や「下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項」について、小規模企業者の下請取引の実態等を勘案し、所要の改正を行うもの。

改正のポイント

1. 振興基準で定める事項の追加による改正

- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
 - ・親事業者は、海外進出・事業再編等をする場合は、その進捗状況に応じた情報提供等を早期の段階から実施すること等を定める。
 - ・下請事業者は、課題解決型ビジネス、事業連携の推進等に努めること等を定める。
 - ・親事業者は、下請事業者が新たな取引先開拓をする際に不当な干渉等を行わないこと等を定める。
- 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
 - ・下請取引の紛争の解決の促進のため、親事業者が下請事業者からの申し出があった場合には協議に応じるべきこと等を定める。

2. 特定下請連携事業計画の認定基準を定める改正

- 事業の目標として、参画する特定下請事業者が事業計画期間内に特定親事業者への取引依存度を年1%以上低下させることを目標とすることを明記。
- 事業の内容として、以下の内容の記載が必要であることを明記。
 - ①組織体制の明確化
 - ②中核となる者の存在
 - ③課題解決型ビジネス（取引先のニーズ・課題の把握、複数企業の技術・ノウハウ等の組合せ、顧客に対する企画・提案）

※特定下請連携事業計画・・・2以上の下請中小企業が有機的に連携して新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大し、特定親事業者への依存の状態の改善を図る計画。

3. その他

- その他、近年の下請中小企業を取り巻く状況変化を踏まえ、手形の支払期間の短縮化についての記述を具体化する等、所要の改正を行う。